

平成11年 労働基準法及び労働安全衛生法

- 〔問 5〕 労働基準法の就業規則等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 就業規則により出勤停止処分を課す場合、当該出勤停止処分により労働者が出勤しない期間中の賃金を支払わないことができるが、一賃金支払期における通常の賃金額の10分の1を超えてはならないこととされている。
 - B 使用者は、労働基準法に規定されている労使協定のみならず、すべての労使協定について、同法上周知しなければならないこととされている。
 - C 労働基準監督署長は、労働条件についての労働者と使用者との間の紛争に関し、紛争当事者からその解決につき援助を求められた場合には、当該当事者に助言又は指導しなければならない。
 - D 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効となるため、無効となった部分については、労使で再度協議して決定することとなる。
 - E 使用者は、労働者名簿、賃金台帳等労働関係に関する重要な書類を3年間保存しなければならないが、記録を保存すべき期間の計算についての起算日は、退職に関する書類については、労働者の退職又は死亡の日である。